

令和7年第2回尾張北部環境組合議会 全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和7年7月28日（月曜日） 午後2時53分から午後3時18分まで

議題

- ・インフレスライド条項に基づく請負契約の変更について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	光清 毅 君
第3番	増田 修治 君	第4番	堀 元 君
第5番	伊藤 吉弘 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	江幡満世志 君	第8番	酒井 一平 君
第9番	飯田 正志 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	大河原光雄 君	第12番	市橋 英男 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書 記 長	仙田 裁也 君	書 記	松浦 克哉 君
-------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管 理 者	澤田 和延 君	副 管 理 者	原 欣伸 君
副 管 理 者	鈴木 雅博 君	副 管 理 者	鯖瀬 武 君
犬山市経済環境部長	小池 信和 君	犬山市環境課長	疇地 利哉 君
江南市経済環境部長	平野 勝庸 君	江南市環境課長	相京 政樹 君
大口町まちづくり部長	佐橋 竜午 君	大口町環境対策室長	滝 和彦 君
扶桑町生活安全部長	長谷川明夫 君	扶桑町環境課長	池田 聡 君
事 務 局 長	石坂 育己 君	総務課副主幹	小川 誠二 君
総務課主査	倉知 嗣人 君		

(午後 2 時 53 分 開会)

○議長（大河原光雄君） ただいまから令和 7 年第 2 回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第にありますとおり、議題は 1 件でございます。

議員各位におかれましては、臨時会に引き続き慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

初めに、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○管理者（澤田和延君） 臨時会に引き続き、大変お疲れのところ、全員協議会を開催いたしましたところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の全員協議会は、ただいま議長さんのほうからお話がございましたインフレスライド条項に基づく請負契約の変更についての 1 件でございます。重要な案件でございますので、議員の皆様より御意見等を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） ありがとうございます。

では、早速会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして会議を進めてまいります。

◎議題 1. インフレスライド条項に基づく請負契約の変更について

○議長（大河原光雄君） 議題 1. インフレスライド条項に基づく請負契約の変更について事務局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、インフレスライド条項に基づく請負契約の変更について御説明をいたします。

初めに、インフレスライドとは何かということでございますが、建設工事の請負契約におきまして、契約締結後にインフレーションにより物価や賃金が急激に変動し、契約金額が不適当となった場合に契約変更の請求ができる制度のことでございます。

資料 1 をお願いいたします。

ごみ処理施設整備工事についてでございます。

昨年 12 月に受注者より、今後、工事請負契約約款第 26 条第 6 項、インフレスライド条項に基づく請求をする予定がある旨の申出がございました。その後、受注者との協議の中で今後の

スケジュール等が固まってまいりましたので、スライド条項に関する法令、賃金・物価の現状、スライド額の算出方法などについて御説明をさせていただきます。

まず、スライド条項に関しましては、1 ページ上段にお示ししますように、公共工事の品質確保の促進に関する法律において、発注者等の責務として第7条第1項第13号の規定に次のように定められております。公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定め の適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変更が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこととされております。

次に、その下、ごみ処理施設整備工事の契約書におきましては、賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更として、工事請負契約約款第26条第6項にインフレスライドに関する条項を次のように設けております。予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不適当となったときは、請負金額の変更を請求することができるとしております。

今後、受注者からこの契約約款第26条第6項に基づくスライド請求があった場合は、国・県のスライド条項運用マニュアルを参考に作成をいたしました尾張北部環境組合公共工事請負契約約款第26条第6項、インフレスライドの運用マニュアルに基づき対応をしております。

次に、契約時から現時点における労務や資材の価格変動の状況について御説明いたしますので、4 ページの参考資料①を御覧ください。

こちらは、国土交通省から出されております資料の抜粋でございます。平成9年度から令和7年3月までの公共工事設計労務単価の全国全職種平均値の推移を示すものでございます。

平成9年度から平成24年度までは下降しておりましたが、平成25年度より13年連続で上昇しております。特に本工事の契約時における単価適用であった令和4年3月から令和7年6月現在における単価適用である令和7年3月までの上昇率は17.9%となっており、労務単価が著しく高騰していることがお分かりいただけるかと思います。

1 ページにお戻りいただきまして、最下段に本工事における主要な労務単価をお示ししておりますが、契約時から令和7年6月現在での愛知県単価は平均で17.9%上昇しております。

2 ページを御覧ください。

次に、本工事における主要資材の一部でございますが、契約時と令和7年6月現在の資材単価を建設物価により比較しております。コンクリートや電線等は大幅に上昇しておりますが、異形棒鋼・鋼材など下降している資材もあり、資材においても大幅に価格が変動しているのがお分かりいただけるかと思います。

次に、スライド条項に基づく請負代金額の変更について御説明をいたしますので、5 ページ

の参考資料②を御覧ください。

こちらの資料も国土交通省から出されております資料の抜粋でございまして、インフレスライドについて図示したものでございます。赤色の斜線の箇所がスライド変更額でございまして、請負代金の変更額となるものでございます。

受注者からスライド請求が提出されますと基準日を定めます。この基準日は請求日とすることを基本としておりますが、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議をして基準日を定めることも可としております。

なお、受注者がスライド請求を行うには、残工期が基準日から2か月以上あることが条件となっております。

変更額の算出方法については、図にお示ししますように、変動後残工事額から変動前残工事額を控除し、さらに変動前残工事額の1%を控除した額がスライド変更額となります。

変動前残工事額とは、請負額から基準日における出来高額を控除した額でございます。また、変動後残工事額とは、基準日における賃金・物価水準の変動後の価格を基礎として算出した変動前残工事額に相当する額でございます。

なお、1%の控除につきましては、国・県の運用基準に合わせ、工事請負契約約款第30条、不可抗力による損害に準じ控除するもので、建設業者の経営上、最小限度必要な利益まで損なわないよう定められております。

次に、今後のスケジュールについて御説明をいたします。

まず、6ページの参考資料③を御覧ください。

こちらが令和6年12月6日付で、受注者よりスライド条項に基づいて請求する予定がある旨の書面でございます。

これを受けまして、受注者と今後のスケジュールを調整した結果が2ページの下段にお示しする内容となります。

8月以降に受注者よりスライド請求がある予定でございまして、同時に受注者より提出される設計書等の根拠資料を基に残工事量や価格の妥当性等の確認を行ってまいります。

そして、10月29日開催の議会全員協議会でスライド請求額の報告及び定例会にて債務負担行為の補正予算をお願いする予定としており、お認めいただけましたら、11月以降に受注者と仮変更契約を締結し、令和8年2月9日開催の定例会にて変更契約議案及び令和8年度の工事費分の予算を上程する予定でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

設計・施工監理業務委託についてでございます。

今年の5月に設計・施工監理業務の受託者からも、工事監理業務委託契約約款第40条に基づ

き、労務単価改正に関する協議の申入れがございました。

工事監理業務委託契約約款には、スライドに関する条項はございませんが、3ページ上段にお示ししますように、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念には、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定をされており、公共工事に関する調査業務などの分野においても技術者などへの適正な賃金水準の確保が求められておりますことから、工事監理業務委託契約約款第40条、契約外の事項に基づき、受注者とスライドに関する協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、組合の構成市町であります2市2町においても設計・施工監理業務の契約書には、スライドに関する条項は明示しておりませんが、各市町とも、受託者からの申出があった場合は、協議を行う旨の回答をいただいております。

次に、労務単価の状況でございます。

3ページ中段に設計・施工監理業務委託の設計単価として、主要な労務単価をお示しておりますが、契約時から令和7年6月現在での愛知県単価は平均で17.5%上昇しております。

次に、請負代金額の変更についてでございます。

請負代金額の変更につきましては、先ほどごみ処理施設整備工事で御説明をいたしました公共工事請負契約約款第26条第6項を準用し、工事と同様に尾張北部環境組合インフレスライド条項の運用マニュアルに基づき進めてまいります。

次に、設計・施工監理業務委託のスライドに関する今後のスケジュールについて御説明いたします。

まず、7ページの参考資料④を御覧ください。

こちらが令和7年5月23日付で受託者より労務単価改正に関する協議の申入れがあった書面でございます。

これを受けまして、3ページ下段にお示しいたしますように、8月以降に受託者よりスライド条項に基づく変更請求がある予定でございます。

そして、10月29日開催の議会全員協議会でスライド請求額の報告及び定例会にて債務負担行為の補正予算をお願いする予定としており、お認めいただけましたら、11月以降に受託者と変更契約を締結し、令和8年2月9日開催の定例会にて、令和8年度分の委託料の予算を上程する予定でございます。

最後に、まだ事前協議の段階でございますので、実際にスライド請求があったわけではございませんが、現時点での受注者の試算では、整備工事のスライド請求額として35億円程度、業務委託のスライド請求額として2,500万円程度を見込んでいと伺っております。

以上でインフレスライド条項に基づく請負契約の変更についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大河原光雄君） 以上で事務局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大河原光雄君） 江幡議員。

○7番（江幡満世志君） 6ページの受注者のほうから申出があった第26条第6項についてということで請負契約、インフレスライド、それを適用条項について請求する予定があるということで申出があったわけですけど、この中にちょっと気になったのが、残工期が2か月以上であること、国土交通省のほうで国としてもインフレスライドに対しては公共工事などでは公契約において推奨していることだと思うんですね。下請け泣かしてはいけないよということで。

ただ、ここ2か月以上ということは、じゃあ今回、令和8年の早い段階で請求を受けて、それを認めると。それは、この前、代表者会では大まかな数字的なことも、ボリューム的にこうなるよという話は聞きましたけれど、供用を開始するのが令和10年ですから、また同じような事態が生じるということは十分考えられますよね。それって、これから協議するんだろうけど、どのような解釈をしていけばいいのか、そこがちょっと気になる点かな、1点。

○議長（大河原光雄君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） このスライド請求につきましては、原則として直近の賃金水準の変更から次の変更の間で1回を基本としております。

賃金水準の変更というのは、年度末に1回、今のところ労務単価の改正が行われていますので、一応原則としては、8年度、9年度で1回ずつスライド請求はできますが、されるかどうかはちょっと今の時点では聞いておりませんので。ただ、可能性としてはあと2回はあるということになります。

○議長（大河原光雄君） よろしいでしょうか。

○7番（江幡満世志君） いいも悪いもないです。

○議長（大河原光雄君） 御意見はよろしいですか。

ほかにごございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（大河原光雄君） 堀議員。

○4番（堀 元君） まだ総額は分かんわけね、どれぐらい上がるのか。

○事務局長（石坂育己君） はい。

○4番（堀 元君） ですが、大体、大体でいいんです。

○事務局長（石坂育己君） スライド額ですか。

○4番（堀 元君） はい。

○議長（大河原光雄君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 先ほどもちょっと説明の中で申し上げたんですけど、整備工事のほうは35億円程度ということで事業者のほうから聞いておりますが、まだ実際に請求が出てきたわけではないですから、請求が出てきてから、その根拠資料として設計書等、あとは出来高を確認できるような根拠資料も一緒に提出していただきますので、その中身の精査ということで、単価のチェックとか、そういったことを我々のほうで丁寧にしっかりと審査したいと考えております。

（挙手する者あり）

○議長（大河原光雄君） 堀議員。

○4番（堀 元君） これは5年の2月に締結したんだね。それ以降、2年でよくそれだけ上がったということですね。

○議長（大河原光雄君） 事務局長。

○事務局長（石坂育己君） そういことです。

○4番（堀 元君） 分かりました。

（挙手する者あり）

○議長（大河原光雄君） 堀議員。

○4番（堀 元君） 実は、各議員の皆様方にも知っておっていただきたいんですが、過去に入札寸前まで行って頓挫したことがありますね。あれ何年前ですか。

○事務局長（石坂育己君） 令和2年だったかと思います。

○4番（堀 元君） 令和2年に、実はどういう状況だったかという、9月末に締め切って、10月15日ぐらいに入札をやりますということで公募したんですね。ところが、応募したのが二、三者は多分あったと思うんですが、10月に入ってから、実は1通の怪文書が出て、その入札が取りやめになっちゃったんです。1通の怪文書が出て。出どころは分かりませんよ。それによって、そのときに頓挫していなかったら、こんなことにはならなかったろうと実は思うわけです。誠に残念ながら。

こういう現実を、ぜひ皆さん方も知っておっていただきたい。誠に残念な話です。そのときに頓挫していなかったら、こんなことはならんわけですよ。35億も40億もなる可能性があるわけですね。過去のことを、ればとか、たらとか、そんなことを言うてはどうしようもないんですけれども、今後そういうようなことがないように、ぜひともお願いをしたい。以上です。

○議長（大河原光雄君） 御意見として承っておきます。

よろしいですか、事務局長。

○事務局長（石坂育己君） はい。

○議長（大河原光雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大河原光雄君） ほかに意見もないようですので、事務局には説明のあったとおり進めていただくということとし、議題１．インフレスライド条項に基づく請負契約の変更についてを終結いたします。よろしいでしょうか。

（挙手する者なし）

○議長（大河原光雄君） それでは、これをもちまして議題１．インフレスライド条項に基づく請負契約の変更についてを終結します。

◎その他事項

○議長（大河原光雄君） 続きまして、その他事項ですが、事務局からは報告等はないと聞いておりますが、最後になって大変恐縮ですが、議員の皆様から何かございますでしょうか。ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（大河原光雄君） それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

議員の皆様には終始熱心に御協議をいただきまして、ありがとうございました。事務局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただき、一層の御尽力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思います。

○管理者（澤田和延君） 本日は臨時会、そして全員協議会と熱心に御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、議員各位よりいただきました貴重な御意見等につきましては、今後の新ごみ処理施設の整備、運営において生かしてまいりたい、また参考にしてまいりたいと考えております。

この先も、事業の推進に当たりまして様々な課題に直面するかもしれませんが、しっかりと議員の皆様方と協議をさせていただき、一步ずつ着実に進めてまいりたいと考えております。

これから一層暑い日が続いてまいります。議員の皆様方におかれましては、十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、ごみ処理施設の建設に向けまして、なお一層の御高配と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさ

せていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大河原光雄君）　ありがとうございました。

これをもちまして令和7年第2回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

（午後3時18分　閉会）